

第333回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和7年2月28日（金）午後3時00分～午後3時45分

2 場 所：千葉市役所本庁舎高層棟5階 L会議室501

3 出席者

- (1) 委員：岡田知也委員、赤澤加奈子委員、板谷和也委員、福田浩子委員、長谷部衡平委員
- (2) 行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、山本審査第一班主査、鈴木審査第二班主査
- (3) 事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主査、林計画調整班主任技師

4 議 題

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

（立地基準）都市計画法第42条第1項ただし書

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第11

「介護保険法に規定する介護老人保健施設等の建築」に該当する

完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可

イ 議案第2号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

（立地基準）都市計画法第42条第1項ただし書

都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第14

「建築物の用途変更」に該当する

完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可

ウ 議案第3号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法第43条

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第6

「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

（立地基準）都市計画法第43条第1項

都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ

千葉市開発審査会付議基準第17

「社会福祉施設の建築」に該当する建築行為

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は令和7年3月28日（金）と決定した。